

「女性差別撤廃条約選択議定書批准に向けて」のメモ(2017.3.2)

山下泰子 (JNNC)

1. 外務省の動向

- ① **2009.7.23.** 第 44 会期 CEDAW 第 6 次日本レポート審議の際の志野光子人権人道課長答弁
 - ・女性差別撤廃条約選択議定書に設けられている個人通報制度は、条約の実施の効果的担保を図るという趣旨から注目すべき制度であると考えている。
 - ・そのため、1999 年からは外務省と法務省で 40 回ほど、最近は、関係省庁に広げて 13 回ほど、研究会を重ねている。
 - ・司法権の独立を含め、わが国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがあり、慎重に検討すべきとの考えもあることから、その導入の可否につき真剣かつ慎重に検討を進めている。
 - ・新しい男女共同参画基本計画（第 3 次）の策定にあたって、女性差別撤廃条約選択議定書の締結の可能性について検討してまいりたい。
- ② **2011.3.1.** 第 16 回人権理事会ハイレベルセグメント：山花外務政務官のステートメント
 - ・国際人権諸条約の履行に対するコミットメントを強化するため、昨年（2010 年）4 月には外務省内に人権条約履行室を立ち上げました。日本政府は、人権条約体から出された勧告を適切にフォローアップするとともに、個人通報制度の受け入れの是非について真剣に検討を進めています。

2. 最高裁・法務省の見解

- ① **2007.4.5.** 最高裁判所長官「女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、司法権の独立を侵すものではない。」
- ② **2011.7.4.** 江田五月法務大臣「女性差別撤廃条約選択議定書の批准に、賛成である。」

3. CEDAW（女性差別撤廃委員会）の要請

- ① CEDAW は、1999 年の選択議定書採択以来、2003 年、2009 年、2016 年とも日本レポート審議にあたり、選択議定書の批准を奨励し、毎回総括所見（最終見解）で、選択議定書の意義を強調し、批准の検討を要請してきた。
- ② 直近の第 7・8 次日本レポート審議について
 - ・ **2015.7.30.** CEDAW 会期前作業部会の日本への「課題リスト」(List of Issues, para.22)「本条約の選択議定書の批准に関して、どのような進捗があったかに関する情報を提供し、批准を可能とする達成期限(タイムフレーム)を示すこと。」
 - ・ **2016.3.7.** 総括所見（最終見解） para.8(b)「いつまでに本条約の選択議定書を批准するかについて情報が提供されていないこと」を懸念する。
同 para.9(c)「選択議定書の批准を検討するとともに、選択議定書の下で委員会が決定した先例について、法律専門家及び法執行官に研修を行うこと」を求めている。

4. NGO の動き・国会の動き

- ・ 2001 年~2015 年 参議院本会議で、毎年、批准要請のための請願が可決している。
- ・ 2004 年 国際婦人年連絡会が、批准促進を求めて、37 万人の署名を集めた。
- ・ 2009 年 45 の NGO で構成されている JNNC は、統一行動をとり、国会議員へのロビーイングを集中的に行った。衆議院議員選挙時には、政党アンケートを行い、投票日前にこの結果を公表した。
- ・ 2017 年 JNNC は、選択議定書批准に向けて、再び統一行動をとることに決定した。